

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号
株 式 会 社 レ ッ グ ス
代表取締役社長 内 川 淳 一 郎

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年3月27日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、32～33頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成19年3月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 芙蓉の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 会議の目的事項

報告事項 第19期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第19期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役4名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 退職慰労金制度の廃止にともなう取締役および監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件
- 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 提供書面および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.legs.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、家計部門では所得環境の伸び悩みなどに起因する消費の鈍化により、下半期は低調に推移しましたが、企業部門では、収益改善や設備投資の増加などにより、引き続き堅調に推移いたしました。当社が属する広告・販促業界においても引き続き総広告費の増加がみられました。

こうした環境の中、当社は当期も引き続き、中期経営戦略である『4つの集中』（『業界・顧客の集中』『業務の集中』『商材の集中』『情報の集中』）を基本戦略に事業を展開してまいりました。

『業界・顧客の集中』につきましては、平成18年7月に発生した製品不具合のトラブルの影響などにより、大手広告代理店向けが大幅減収となりました。

『業務の集中』につきましては、リーダーの早期育成化のための仕組み構築として、新教育システムを導入いたしました。

『商材の集中』につきましては、前期に引き続きプレミアムプロモーションサービスへ注力しましたが、前述のトラブルの影響などにより、大幅に減少しております。

『情報の集中』につきましては、当期も引き続き、基幹システムを利用した社内情報のデータベースを推進いたしました。

これらの結果、売上高は53億90百万円（前期比6.7%減）、営業利益は2億13百万円（同35.9%減）、経常利益は2億85百万円（同24.6%減）、また、当会計期間において、当社の関係会社である株式会社コム全株式の売却などにより特別利益を1億6百万円計上いたしました。また、前述の製品不具合の発生にともなう廃棄損、回収費用など、特別損失3億48百万円を計上したことにより、当期純利益は11百万円（同95.2%減）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は 15 百万円で、その主なものは基幹情報システムの改修費用、コンピューターおよび周辺機器等への投資であります。その所要資金は、自己資金をもって充ちいたしました。

(3) 対処すべき課題

近年、消費者の販促製作物の品質に対する要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっております。当社はこれらの要求に応えるべく、品質マネジメントシステムの国際規格である、ISO9001 に基づく品質マネジメントシステムの構築を進めてまいります。

また、平成 17 年 4 月 1 日より施行されました個人情報保護法への対応につきましては、プライバシーマークを平成 18 年 5 月 16 日に認証取得しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

最近4年間の財産および損益の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分 \ 期 別	第 16 期 (平成15年12月期)	第 17 期 (平成16年12月期)	第 18 期 (平成17年12月期)	第19期(当期) (平成18年12月期)
売 上 高(千円)	3,588,679	3,933,668	5,777,473	5,390,138
経 常 利 益(千円)	73,234	206,611	379,284	285,828
当 期 純 利 益(千円)	2,996	91,272	243,203	11,658
1株当たり当期純利益(円)	448.88	12,019.06	16,508.82	445.94
総 資 産(千円)	2,157,700	2,250,287	2,664,988	2,581,578
純 資 産(千円)	1,582,532	1,658,374	1,882,129	1,800,759

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。なお、第18期および第19期の期中平均発行済株式数は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。
2. 平成16年12月14日開催の取締役会決議により、平成17年2月18日付をもって1株を2株に分割し、株式数は6,775株増加しております。
3. 平成17年12月14日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付をもって1株を2株に分割し、株式数は13,550株増加しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスアイピー	10,000千円	100.00%	マーケティング企画立案、実施業務
株式会社プロコミット	40,000千円	97.00%	人 材 派 遣 ・ 紹 介 業 務

当期の連結対象子会社は上記2社であり、持分法適用会社は1社であります。当期の連結会計年度の売上高は73億28百万円（前期比1.7%減）、経常利益は5億45百万円（前期比5.7%減）、当期純利益は1億34百万円（前期比60.9%減）となりました。

(6) 主要な事業内容

商品企画事業..... 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品等の企画・製作

(7) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号
深圳出張所	中国広東省深圳市羅湖区

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	56名	4名増	32.04歳	6.37年
女 性	6名		28.90歳	4.11年
合計または平均	62名	4名増	31.74歳	6.15年

- (注) 1. 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. 従業員数は就業人数で記載しており、出向者を含んでおります。

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成18年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 98,000株
 (2) 発行済株式の総数 27,100株（自己株式956株）
 (3) 株主数 996名
 (4) 大株主

（発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を所有する株主）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
内川 淳一郎	13,392株	49.42%

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は以下のとおりです。

平成15年9月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 105個（新株予約権 1個につき 4株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 420株
- ・ 新株予約権の行使時の払込金額 51,905円
- ・ 新株予約権の行使期間 平成20年3月27日から平成25年3月26日まで
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	30個	120株	1名

平成17年7月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 240個（新株予約権 1個につき 2株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 480株
- ・ 新株予約権の行使時の払込金額 242,500円
- ・ 新株予約権の行使期間 平成22年3月30日から平成27年3月29日まで
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	30個	60株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	内 川 淳 一 郎	
専 務 取 締 役	平 賀 一 行	企画部長
常 務 取 締 役	楠 田 肇	営業部長
取 締 役	椛 澤 紀 夫	営業部長代行
取 締 役	古 瀬 康 弘	管理部長
取 締 役	坂 本 孝	ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役会長
監 査 役	南 郷 志	
監 査 役	木 村 峻 郎	弁護士

- (注) 1．取締役坂本孝氏および監査役南郷志氏の両氏は、平成18年3月29日開催の第18期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
- 2．取締役坂本孝氏は、社外取締役であります。
- 3．監査役南郷志氏および木村峻郎氏は、社外監査役であります。
- 4．平成18年8月28日開催の取締役会において、平賀一行氏は専務取締役に選任され平成18年9月1日付で就任いたしました。
- 5．当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動は以下のとおりです。
平成19年1月1日付

新	旧	氏 名
専 務 取 締 役	専 務 取 締 役 企 画 部 長	平 賀 一 行
常 務 取 締 役 企 画 部 長	常 務 取 締 役 営 業 部 長	楠 田 肇
取 締 役 生 産 管 理 部 長	取 締 役 営 業 部 長 代 行	椛 澤 紀 夫

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	73,858千円
監 査 役	2名	7,128千円
合 計	7名	80,986千円

- (注) 1．取締役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額2億円以内と決議いただいております。
- 2．監査役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議いただいております。
- 3．支給額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含めております。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,148,391	流動負債	527,943
現金及び預金	706,219	買掛金	429,562
受取手形	49,686	未払金	874
売掛金	1,000,685	未払費用	81,457
製品	164,654	繰延税金負債	3,492
仕掛品	323	預り金	12,557
貯蔵品	564	固定負債	252,875
前渡金	3,558	退職給付引当金	51,851
前払費用	6,298	役員退職慰労引当金	201,024
関係会社短期貸付金	130,000	負債合計	780,818
未収法人税等	67,334	純資産の部	
その他	23,510	株主資本	1,797,767
貸倒引当金	4,444	資本金	220,562
固定資産	433,186	資本剰余金	267,987
有形固定資産	18,719	資本準備金	267,987
建物	3,115	利益剰余金	1,357,217
器具及び備品	15,604	利益準備金	24,062
無形固定資産	23,986	その他利益剰余金	1,333,154
ソフトウェア	23,551	繰越利益剰余金	1,333,154
電話加入権	435	自己株式	48,000
投資その他の資産	390,480	評価・換算差額等	2,992
投資有価証券	59,690	その他有価証券評価差額金	2,992
関係会社株式	85,668	純資産合計	1,800,759
長期貸付金	26,066	負債・純資産合計	2,581,578
敷金保証金	42,060		
保険積立金	68,338		
長期未収入金	56,983		
繰延税金資産	101,228		
その他	5,001		
貸倒引当金	54,558		
資産合計	2,581,578		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,390,138
売 上 原 価		4,454,020
売 上 総 利 益		936,118
販売費及び一般管理費		722,883
営 業 利 益		213,235
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	36,946	
その他営業外収益	38,703	75,650
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
その他営業外費用	3,038	3,057
経 常 利 益		285,828
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入益	3,344	
投資有価証券売却益	9,716	
関係会社株式売却益	60,734	
役員保険解約益	29,526	
役員退職慰労引当金戻入益	3,655	106,976
特 別 損 失		
固定資産除却損	133	
投資有価証券評価損	12,263	
製品廃棄損	142,788	
製品回収等損失	160,491	
貸倒引当金繰入額	32,500	348,176
税 引 前 当 期 純 利 益		44,628
法人税・住民税及び事業税	16,058	
法人税等調整額	16,911	32,970
当 期 純 利 益		11,658

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			利益剰余金 合 計
前 期 末 残 高	220,562	267,987	267,987	24,062	140	1,398,429	1,422,631	48,000	1,863,181
当 期 変 動 額									
利益処分による 特別償却準備金 の取崩し					70	70	-		-
特別償却準備金 の取崩し					70	70	-		-
剰余金の配当						49,673	49,673		49,673
利益処分による 役員賞与						27,400	27,400		27,400
当期純利益						11,658	11,658		11,658
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	140	65,274	65,414	-	65,414
当 期 末 残 高	220,562	267,987	267,987	24,062	-	1,333,154	1,357,217	48,000	1,797,767

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	18,947	18,947	1,882,129
当 期 変 動 額			
利益処分による 特別償却準備金 の取崩し			-
特別償却準備金 の取崩し			-
剰余金の配当			49,673
利益処分による 役員賞与			27,400
当期純利益			11,658
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	15,955	15,955	15,955
当期変動額合計	15,955	15,955	81,370
当 期 末 残 高	2,992	2,992	1,800,759

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式..... 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの..... 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの..... 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ..... 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製 品..... 個別法による原価法

仕 掛 品..... 個別法による原価法

貯 蔵 品..... 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産..... 定率法

なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

器具および備品 4～20年

無 形 固 定 資 産..... 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当期末における退職給付債務額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(6)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....外貨建金銭債権債務等

ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(8)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(9)会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(役員賞与に関する会計基準)

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来資本の部の合計に相当する金額は1,800,759千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	22,306千円
(2)関係会社に対する短期金銭債権	55,984千円
(3)関係会社に対する短期金銭債務	17,637千円
(4)受取手形裏書譲渡高	155,974千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	711,493千円
	仕入高	141,774千円
	その他営業取引	523千円
	営業取引以外の取引高	71,808千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	13,550株	13,550株	株	27,100株

(注)株式の増加は、平成18年2月20日付の1：2の株式分割によるものであります。

(2)自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	478株	478株	株	956株

(注)株式の増加は、平成18年2月20日付の1：2の株式分割によるものであります。

(3)剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

平成18年3月29日開催の第18期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 49,673,600円
- ・1株当たり配当金額 3,800円
- ・基準日 平成17年12月31日
- ・効力発生日 平成18年3月30日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成19年3月28日開催の第19期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 5,228,800円
- ・1株当たり配当金額 200円
- ・基準日 平成18年12月31日
- ・効力発生日 平成19年3月29日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	20,999千円
役員退職慰労引当金損金算入超過額	81,414千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	22,731千円
投資有価証券評価損否認	2,466千円
その他	1,530千円

繰延税金資産小計	129,142千円
----------	-----------

評価性引当額	25,197千円
--------	----------

繰延税金資産合計	103,944千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,036千円
--------------	---------

未収事業税	4,171千円
-------	---------

繰延税金負債合計	6,208千円
----------	---------

繰延税金資産純額	97,736千円
----------	----------

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具および備品	5,950千円	1,322千円	4,627千円
合計	5,950千円	1,322千円	4,627千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	1,950千円
1 年 超	2,752千円
合計	4,702千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 68,878円49銭

(2) 1株当たり当期純利益 445円94銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 440円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成19年3月1日

株式会社レグス

監査役 南 郷 志 ㊞

監査役 木 村 峻 郎 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 第19期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容につきましては、前記提供書面（9頁から15頁まで）に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、貸借対照表および損益計算書、株主資本等変動計算書ならびに個別注記表は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金200円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は5,228,800円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月29日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 会社法第939条第1項第3号の規定に従い、公告閲覧の利便性の向上および公告費用の削減効果を考慮し、電子公告制度を採用するため、現行定款第4条（公告の方法）を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

(2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことにともない、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行にともなって定款に定めたものとみなされた事項について、変更案第4条（機関）、第9条（株券の発行）および第10条（株主名簿管理人）を新設・変更し、併せて所要の文言の整備等を行うものであります。

インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第13条（議決権の代理行使）につき変更を行うものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるように、変更案第23条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

取締役および監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の責任免除ならびに社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する変更案第26条（取締役の責任免除）および変更案第32条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第26条新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、会社法の施行にともない、規定の整備、条文の加除にともなう条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規程により、平成18年5月1日付で、当社の定款には、以下の定めがあるものとみなされています。

- ・ 当社は、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ・ 当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社レッグスと称し、英文では、LEGS COMPANY, LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <以下省略></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p><新 設></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式および端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、98,000株とする。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第6条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱その他株式および端株に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、商法211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <現行どおり></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役会のほか、取締役会、監査役を置く。</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、98,000株とする。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の<u>ほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>当社の株主名簿、端株原簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎年決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> <u>前項のほか、株主、登録質権者または端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に関する株券は発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 < 現行どおり ></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>— 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>第14条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む、以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(普通決議の要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p>	<p>(決議の要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議(特別決議)は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事の経過およびその結果は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が<u>記名押印する。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過およびその結果は、これを議事録に記載または<u>記録し、当会社に保存する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第15条 当社は、取締役7名以内を置く。</p> <p>(選 任) 第16条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 <新 設></p> <p>(任 期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 取締役会の決議により、<u>当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 取締役会の決議により、<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 <現行どおり></p> <p>(選任および解任) 第19条 取締役は株主総会において選任および解任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 — <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <現行どおり></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議により、<u>代表取締役若干名を選定する。</u> 取締役会は、その決議により取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第22条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 第19条 から移設 ></p> <p>(報 酬)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">< 第24条に移設 ></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第23条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会規程)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>— <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員 数) 第21条 当会社に監査役 2 名以内を置く。</p> <p>(選 任) 第22条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(補欠監査役の選任) 第23条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 前項選任については、<u>第22条第 2 項に定める規定を準用する。</u> 第 1 項の定めによりあらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 第 1 項の定めによりあらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(任 期) 第24条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員 数) 第27条 当社は、<u>監査役 2 名以内を置く。</u></p> <p>(選任および解任) 第28条 監査役は、株主総会において選任および解任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> — <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の選任) 第29条 < 現行どおり ></p> <p>前項の選任については、<u>第28条第 2 項に定める規定を準用する。</u> < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p> <p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> < 現行どおり ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第25条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>— 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(営業年度)</p> <p>第26条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(利益配当)</p> <p>第27条 <u>利益配当は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同決算期最終の端株原簿に記載または記録された端株株主に対しこれを行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第28条 取締役会の決議により、毎年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株株主に対し、<u>商法293条ノ5の規定による金銭の分配</u>（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎事業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第34条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、<u>または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当</u>（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第29条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の<u>利益配当金</u>または中間配当金については、転換の請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日の間になされたときは7月1日に、それぞれ転換のあったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第36条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の<u>剰余金の配当</u>または中間配当については、転換の請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日の間になされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>剰余金の配当</u>は支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 椛澤紀夫、古瀬康弘の両氏は、本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	内川 淳一郎 (昭和36年1月30日生)	昭和59年4月 株式会社ベルハウス入社 昭和60年2月 モダンタイムス設立 昭和61年7月 モダンタイムスをレッグスと改名 昭和63年3月 株式会社レッグス設立 代表取締役専務就任 平成3年3月 株式会社エスアイピー設立 代表取締役社長就任(現任) 平成6年2月 株式会社レッグス代表取締役社長就任(現任) 平成17年1月 株式会社プロコミット取締役就任(現任) 平成17年4月 小山孝雄経営研究所株式会社 取締役就任(現任)	13,392株
2	平賀 一行 (昭和35年5月25日生)	昭和59年4月 株式会社東急エージェンシー入社 平成3年3月 株式会社エスアイピー監査役就任 平成8年10月 株式会社レッグス入社 平成9年2月 株式会社レッグス取締役就任(現任) 平成12年3月 株式会社エスアイピー監査役退任 平成12年3月 株式会社エスアイピー取締役就任(現任) 平成18年9月 株式会社レッグス専務取締役就任(現任)	519株
3	楠田 肇 (昭和37年8月29日生)	昭和63年3月 株式会社レッグス常務取締役就任(現任) 平成3年3月 株式会社エスアイピー取締役就任 平成12年3月 株式会社エスアイピー取締役退任 平成19年1月 当社常務取締役企画部長就任(現任)	650株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	坂本 孝 (昭和15年5月4日生)	昭和38年4月 坂本産業合名会社入社 昭和40年4月 山梨くみあい飼料株式会社取締役就任 平成元年12月 甲府倉庫株式会社代表取締役社長就任(現任) 平成3年8月 ブックオフコーポレーション株式会社設立 代表取締役社長就任 平成18年3月 株式会社レッグス取締役就任(現任) 平成18年6月 ブックオフコーポレーション株式会社代表取締役会長就任(現任)	662株

- (注) 1. 取締役候補者坂本孝氏は、社外取締役候補者であります。
2. 取締役候補者坂本孝氏は、ブックオフコーポレーション株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社と取引関係があります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます椋澤紀夫、古瀬康弘の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の規程に基づき、相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
椋澤 紀夫	平成12年3月 当社取締役(現任)
古瀬 康弘	平成17年3月 当社取締役(現任)

第6号議案 退職慰労金制度の廃止にともなう取締役および監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。これにともない、第4号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役 内川淳一郎、平賀一行、楠田肇、坂本孝および任期中の監査役 南郷志、木村峻郎の各氏に対し、本総会終結の時までの在任期間をもとに、それぞれ当社所定の基準により、相当の範囲内で退職慰労金を

打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、贈呈の時期は、各取締役および各監査役の退任の時といたしたいと存じます。

対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
内川 淳一郎	昭和63年3月 当社設立、代表取締役専務 平成6年2月 当社代表取締役社長（現任）
平賀 一行	平成9年2月 当社取締役 平成18年9月 当社専務取締役（現任）
楠田 肇	昭和63年3月 当社常務取締役（現任）
坂本 孝	平成18年3月 当社取締役（現任）
南 郷 志	平成18年3月 当社監査役（現任）
木村 峻 郎	平成14年3月 当社監査役（現任）

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社、当社子会社の従業員および社外協力者に対し、下記要領に記載のとおり新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社、当社子会社の従業員および社外協力者に対し割り当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式400株を上限とする。

(3) 新株予約権の総数

400個（各新株予約権の目的となる株式の数1株）を総数の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社の普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はその日に先立つ直近日の終値）を下回る場合、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利期間

平成24年3月28日から平成29年3月27日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても当社、当社子会社の従業員および社外協力者の地位にあることを要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社、当社子会社の従業員および社外協力者たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社は、新株予約権者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転計画の議案につき株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年3月27日（火曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上または Netscape 6.2以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417 (24時間受付)

<住所変更等用紙の請求> ☎ 0120-175-417 (24時間受付)

<その他の照会> ☎ 0120-176-417 (平日9:00~17:00)

メモ欄

株式会社レグス 株主総会会場ご案内図

明治記念館 1階 芙蓉の間
東京都港区元赤坂二丁目2番23号
電話(03)3403-1171(代)



[交通のご案内]

JR中央線・総武線信濃町駅より徒歩3分
 東京メトロ銀座線・半蔵門線青山一丁目駅(2番出口)より徒歩6分
 都営大江戸線国立競技場駅(A1出口)より徒歩6分
 都バス「榎田原」より徒歩1分
 (品97)品川駅/品川車庫前-新宿駅西口
 車 高速4号線(外苑出口)より1分 *250台収容可能専用駐車場あり